

公立鳥取環境大学研究交流委員会規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第11条第1項第4号に規定する研究交流委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（研究担当、地域連携・国際交流担当）
- (2) 副学部長
- (3) 人間形成教育センター長
- (4) サステナビリティ研究所長
- (5) 地域イノベーション研究センター長
- (6) 国際交流センター長
- (7) 副理事長
- (8) 事務局長
- (9) 研究交流推進課長
- (10) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条各号に掲げる委員のうち、第10号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長のうちから学長が指名する。

2 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置くことができる。

2 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 前条第3項の規定にかかわらず、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(定足数及び議決)

第6条 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の事項のうち重要なものについて審議する。

ただし、国際交流センター運営委員会、地域イノベーション研究センター運営委員会及びサステナビリティ研究所運営委員会が所管する審議事項は除く。

- (1) 学外からの受託研究及び共同研究の受入れに関する事。
- (2) 大学間交流の推進等に関する事。
- (3) 知的財産の創出・管理・啓発・技術移転に関する事。
- (4) 研究・交流に関連する事項で、学長から諮問された事項。
- (5) その他公立鳥取環境大学が行う研究、産学官連携及び地域連携に関する事。

(専門部会)

第8条 委員長は、必要に応じて委員会内に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して必要な事項は、委員会の議を経て定める。

(報告)

第9条 委員長は、前条に規定する審議事項の審議結果を学長に報告するものとする。

(構成員以外の出席)

第10条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、研究交流推進課が行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第19号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第22号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第13号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第31号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第17号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第28号）

この規程は、令和2年4月28日から施行する。

附 則（令和4年規程第12号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第27号）

この規程は、令和4年12月1日から施行する。